

地域ふれあいサロン運営事業助成金交付要綱

1 総 則

地域ふれあいサロン運営事業助成金の交付については、この要綱の定めるところによる。

2 目 的

この助成金は、高齢者の地域活動への参加を促進し、皆で支えあい助け合う事により、地域におけるふれあいネットワーク形成に寄与することを目的とする。

3. 対象事業及び経費

助成金の交付対象となる事業は、毎月1回以上定例で行われるふれあいサロン事業とし、事業開催に伴う経費を助成する。

4. 対象団体

大樹町老人クラブ連合会に加入している、各単位老人クラブ（15クラブ）とする。

5. 助成額

1団体3万円を助成する。

6. 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする老人クラブは、地域ふれあいサロン運営事業助成金交付申請書（別紙1）、事業計画書（別紙2）、収支予算書（別紙3）を大樹町社会福祉協議会に提出する。

7. 交付決定通知及び助成金の交付

大樹町社会福祉協議会は申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは助成金の交付を決定通知し、助成対象団体に助成金を交付する。

8. 交付決定の取り消し

大樹町社会福祉協議会は、助成金の交付を受けた団体が事業を全部中止した場合や、事業を遂行する見込みが無くなった場合、助成金交付額の全部または一部を返還してもらうことができる。

9. 実績報告書の提出

助成金の交付を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内に地域ふれあいサロン運営事業実績報告書（別紙4）、収支決算書（別紙5）を大樹町社会福祉協議会へ提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。